運営規定・重要事項説明書



成瀬くりの家保育園

社会福祉法人東香会成瀬くりの家保育園

運営規定・重要事項説明書

教育、保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設の目的

社会福祉法人東香会が設置する成瀬くりの家保育園(以下「当園」という。)が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども (以下「利用子ども」という。)に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

当園は良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行う。それにあたっては子どもの最善の利益を考慮し、全ての子どもの意思及び人格を尊重し、健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

3. 理念

基本理念「いきいき」

様々な立場や想いを持った人々が、「保育園」や「こども園」「学童」「地域」といったキーワードをもとにいきいきとした暮らしへ向けて、子どもを中心に据えながら対話し模索し続ける団体を目指します。

保育方針「子どもの成長、発達、生活に寄与するものはすべて保育者」

「永続的な暮らしを目指し、物質と事象と生命との関係性を深める」 「地域で安心して子育てができるように。」

4. 名称及び所在地

名称 社会福祉法人 東香会 成瀬くりの家保育園

所在地 東京都町田市成瀬1-5-1

5. 提供する保育・教育の内容

当園は児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成20年告示 平成30年改訂)及び保育の全体的計画に沿って乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

6. 職員の職種、員数及び職務内容

当園が保育・教育を提供するにあたり、配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし職員の配置については東京都の定める配置基準以上で、かつ町田市で保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 施設長(園長)(常勤専従) 1名

園長は、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士(常勤専従) 1名

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や教育・保育給付認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 15名以上

保育士は、保育計画の立案と保育の全体的計画と立案した計画に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 看護師 1名(常勤)

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(5) 栄養士 1名以上

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成、食材発注等をするとともに、当園全般の食育を行う。

(6) 調理員 1名以上

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(7) 事務1名以上

事務・用務員は当園の事務及び雑務を行う。

(8) 嘱託医 1名

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。

7. 保育を提供する日

当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律 第178号)に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。 また、行政により指示があった場合や災害時等、保育を行えないと判断された時。

8. 保育・教育を提供する時間

当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間(8時間~最大11時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月~土 午前7時00分から午後6時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯においてやむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間(11時間)から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間以内)

当園が定める次の時間帯の範囲内で保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月~土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯においてやむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間(8時間)から開所時間の間に延長保育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は次のとおりとする。

月~十 午前7時00分から午後7時00分までとする。

9. 利用定員

利用定員は次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員100人	9人	15人	16人	20人	20人	20人

<利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項>

- 1 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。
- 2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用の子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認する。(生後57日目(2か月)以上から保育いたします。)
- 3 当園の利用の子どもが次のいずれかに該当するときは保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消ししたとき。
 - (2) 教育・保育給付認定保護者から保育所利用の取り消しの申出があったとき。
 - (3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

10. 緊急時における対応方法

当園は、保育の提供中に利用の子どもの健康状態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに利用の子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用の子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- (1) 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、教育・保育給付認定保護者に連絡するとともに、必要な時は町田市保育・幼稚園課に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 利用の子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

11. 非常災害対策

当園は非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

12. 虐待防止のための措置

- (1) 当園は利用の子どもの人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じる。
 - 1 人権の擁護・虐待の防止等に関する必要な体制の整備。
 - 2 職員による利用の子どもに対する虐待等の行為の禁止。
 - 3 虐待防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。
 - 4 その他虐待防止のために必要な措置。
- (2) 第13条第1項第2号における虐待等の行為とは、「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」第25条に規定する行為をいう。
- (3) 当園は保育の提供中に当園の職員又は養育者(教育・保育給付認定保護者等利用の子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用の子どもを発見した場合は速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い児童相談所、市の子どもの家庭支援センター等適切な機関に通告する。

13. 苦情対応

当園は教育・保育給付認定保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員会等苦情受付の窓口を設置し、教育・保育給付認定保護者等に対して公表するとともに苦情に対して必要な措置を講じる。

- (1) 苦情を受け付けた際は速やかに事実確認等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に 努める。その結果、必要な改善を行う。
- (2) 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

14. 安全対策と事故防止

当園は安全かつ適切に質の高い保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止 するための体制を整備する。

- (1) 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- (2) 当園は、東京都が策定する「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、成瀬くりの家保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努める。
- (3) 当園は事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、振

り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

(4) 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上の 負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故を含む)については、市の保育・幼稚園課にも報告す

15. 健康管理・衛生管理

当園では、子どもに対して、市設備基準条例に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健 康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。

当園は感染症又は、食中毒が発生し、又はまん延しないように、園の「保育所における感染症対策ガイ ドライン」に基づき、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

16. 支給認定保護者に対する支援

当園は障害や発達上の支援を必要とする子どもとその教育・保育給付認定保護者に対して十分な配慮のもと保 育や支援を行う。利用の子どもや教育・保育給付認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう 支援を行う。

当園は支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、教育・保育給付認定保護者の状況に配 慮するとともに、利用の子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、教育・保育給付認定保護者との 信頼関係の構築及び維持に努める。

17. 業務の質の評価

当園は保育所の業務の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育・教育の質の向上を目指す。

- 保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、年1回は行い、保育所の自己評価については、そ (1) の結果を公表する。
- (2) 外部による評価については、福祉サービスの第三者評価を3年に1回(利用者アンケートは毎年)受審 し、その結果を公表する。

18. 秘密の保持

当園の職員は業務上知り得た利用の子ども及び教育・保育給付認定保護者の秘密を保持する。

- 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。 (1)
- 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。 (2)
- (3)職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

19. 記録の整備

当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応 じて定める期間保存するものとする。

- 保育・教育の実施に当たっての計画 (1) 5年間保存
- (2) 提供した保育・教育に係る提供記録 5年間保存
- 市町村への通知に係る記録 (3)
 - 5年間保存 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存
- 5年間保存 (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 当該児童が小学校と卒業するまでの間保存 (6)保育所児童保育要録

20. 利用者負担金

(4)

給食費・・2019年10月より3歳以上児の保育利用料無償化に伴い給食費を徴収するものとする。

月額6500円 (土曜日利用の方は月額7800円)

- *ただし年収360万円未満世帯及び、第3子以降として認定される子どもは、免除される。
- *金額は、変動することがある。

年齢に応じ、保育活動に必要な実費・・敷き布団シーツ・カラー帽子・連絡ノート・スモック 通園カバン・はさみ・着替え袋・クレパス・色鉛筆・巾着 卒園アルバム・オムツ処理代 等 その他都度必要なもの。

*金額は、実際にかかった金額・・別紙あり

附則

この規定は2018年4月1日から施行する。

2019年9月末日改定 10月1日施行 2021年3月末日改定 4月1日施行